

今月の主な行事 & お知らせ

2004 JUNE

6

INFORMATION

福祉 各種手当の
支給ほか

障害者・母子・
父子家庭の
皆さんへ



特別障害者手当

心身に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。

支給額/月額2万6千520円
*施設入所や3カ月以上入院している場合、また所得が一定以上の方は支給されません。

市民からのお便り

初めて応募しました。「ジャンボ機」に乗って海外旅行。行ってみたいですね。

特別児童扶養手当

身体または精神に中度以上の障害のある児童(20歳未満)を養育している保護者に支給されます。

支給額

1級/月額5万900円

2級/月額3万3千900円

*障害児が施設入所の場合、所得が一定以上ある場合や公的年金を受けている場合は支給されません。

障害児福祉手当

特別児童扶養手当1級のつち、重度の障害のため、常時介護を要する在宅の20歳未満の方に支給されます。

支給額/月額1万4千430円

*児童が施設入所の場合、所得が一定以上ある場合や公的年金を受けている場合は支給されません。

重度心身障害児 療育手当

特別児童扶養手当1級のうちで、障害児福祉手当に該当しない18歳未満の心身障害児

を養育している保護者に支給されます。

支給額/月額7千300円

*所得制限はありませんが、児童が施設入所の場合と障害児福祉手当を受けている場合は支給されません。

児童扶養手当

父と生計を同じくしていない18歳未満の児童(本年度で18歳に達する児童は年度末まで対象、また中度以上の障害を有する場合は20歳未満の児童)を監護している母、または母に代わってその児童を養育している方に児童扶養手当が支給されます(所得制限がありません)。

受給資格者(いずれの場合も国籍は問いません)

父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童

父が死亡した児童

父が重度の障害(国民年金の障害等級1級程度)にある児童

父の生死が不明である児童

父から引き続き1年以上遺棄されている児童

父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

母が婚姻によらずに懐胎した児童

捨て子などで母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

こんな時は支給されません

児童が

国内に住所がないとき

父または母の死亡により

支給される公的年金給付

が受けられるとき

父に支給される公的年金給付額の加算の対象となつていないとき

労働基準法などの規定による遺族補償を受けることができないとき

児童福祉施設に入所しているとき、または里親に委託されているとき

母の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているとき(父に重度の障害がある場合は除く)

母または養育者が

国内に住所がないとき

公的年金給付を受けることができないとき(国民年金法に基づく老齢福祉年金を除く)

昭和60年8月1日以降に

手当の支給要件に該当し

てから平成15年3月31日

までに5年を経過しても

請求しなかったとき

事実婚が発見された場合

(定期的な訪問など社会通

念上夫婦としての生活を

認められる事実関係がある

場合で、この場合事実

の発生した時点でさかの

ぼって手当を返還しなけ

ればなりません)



改革
「次はコレじゃ…」
岩本 タケオ(金地)

児童扶養手当額の改定

政令改正により平成16年4月分から、手当額が次のとおり改定されました。

なお、手当の実際の支払いは、4月分から7月分までの4カ月分をまとめて8月に行われますので、新しい手当額による支給は8月支給分からとなります。

児童扶養手当月額

	改定前	改定後
全部支給	42,000円	41,880円
一部支給	41,990円 ～9,910円	41,870円 ～9,880円

* 第2子については月額5,000円、第3子以降については1人につき月額3,000円が従来どおり加算されます。

母子及び父子家庭

医療費の助成

助成対象者／前年の所得税が非課税の世帯で、次のいずれかに該当する方です。
 ・母子及び父子家庭の母または父と児童
 ・準母子及び準父子世帯
 ・父母のいない児童
 * 児童とは、18才に達する日

以後の最初の3月31日までの間にある者。
 申請時に持参するもの
 加入している健康保険証、印鑑

* 該当すると思われる方は、6月中に申請をしてください。

南国市母子父子福祉手当

配偶者のいない女性・男性が、18歳に達した年度末までの児童を養育している場合、また両親を失った18歳に達した年度末までの児童を扶養している場合に支給されます。
 支給額／児童1人につき、月額1千円

* 母親または父親、および児童が引き続き1年以上市内に在住し、現に児童を扶養している方に限ります。なお、市交通遺児手当を受給している方は該当になりません。

南国市交通遺児手当

交通事故(車・汽車・電車)の運行によって生じた事故、海難、航空事故)で父母、もしくはは父、または母を失った

18歳に達した年度末までの児童を対象に市交通遺児手当が支給されます。
 支給額／児童1人につき、月額2千円

* 1年以上市内に在住し、現に児童を扶養している方に限ります。

障害者・母子・父子家庭の皆さんの各種手当に関する、お問い合わせは

福祉事務所社会係
 (880・6566)まで

戦没者慰霊巡拝

戦没者のご遺族を対象に慰霊巡拝が行われます。

対象地域／旧ソ連、モンゴル、中国東北地区、パラオ、東部ニューギニア、フィリピン、ミャンマー、硫黄島
 選考基準／健康状態が良好で、原則80歳以下の方
 備考／巡拝地域、実施時期、所要経費などの詳細はお問い合わせください。

お問い合わせは

県保健福祉課
 (823・9662)
 または福祉事務所社会係
 (880・6566)まで

保健

児童手当の支給と現況届の提出

児童手当の支給について

児童手当の支給については、義務教育就学前の児童を養育している方は、児童手当を受けられることができます。
 本年度から法改正により小学校3年生まで支給拡大となる見込みですが、法の成立後の手続きとなります。

* 法改正に伴う新規受給者となられる方には、法の成立後に通知します。

手当の額(月額)
 第1子・第2子／5千円
 第3子以降／1万円

児童手当の現況届について
 現在、児童手当を受給されている方は、6月30日までに現況届を提出してください。これは、受給者の所得状況など、6月1日現在の養育状況などを確認するためです。

もし、提出されない場合は、受給資格があっても、6月以降の手当が受けられませんので、必ず提出してください。
 * 公務員の方は、職場で手続きをしてください。

提出先・お問い合わせは
 保健課給付係
 (880・6556)まで

イベント

国際交流ゲームフェスティバル

在住外国人と楽しいゲームをしながら、1日を過ごしませんか?

とき／6月27日
 午後1時～4時

ところ／スポーツセンター
 内容／パン食い競争、じゃんけんゲーム、ひもつなぎ、ボール運びなど

参加料／1人100円
 * 高校生以下は無料

申込方法／はがきに参加者全員の住所、氏名、年齢、電話番号を明記のうえ、お申し込みください。

申込締切／6月18日 必着
 備考／運動のできる服装で、体育館シューズを持参してください。

お問い合わせは
 企画課企画調整係
 (880・6553)まで
 申込先は
 (〒783-0001 南国市日吉町2-1-3) 2階「ゲームフェスティバル受付」まで

市民からのお便り

広報が届くと、広報が届くと、まず最初に親子クイズの当選者に自分の名前を探しますが、失意の連続。今度こそ!